

# すべての子どもの “笑顔”のために

大阪教育大学で「まっすぐなキモチ」と  
「あたたかいココロ」を育てよう！



## 発行の趣旨

本学では、昭和44年度に教職専門科目「同和教育」を開設して以来、人権教育を学部教育の大きな柱とし、全学的な取組みを通じて、広く人権問題について啓発に努めてきました。しかしながら、今なお本学のキャンパスは、人権侵害に関わる事象が皆無とは言えない状況にあります。

このリーフレットでは、本学における人権教育への取組みや本学で開講している人権教育関連の一部の授業などを紹介します。

このリーフレットが、学生の皆さんの人権尊重の意識を高める機会となり、在学中、また卒業後においても、人権教育の推進の一助となれば幸いです。

## 人権教育全学シンポジウム

本学人権教育推進委員会では、昭和47年より、学生及び教職員が大学構成員として人権教育に係る課題を共有する機会として、毎年、人権週間(12/4～12/10)に人権教育全学シンポジウム(平成14年度までは「部落問題全学シンポジウム」)を開催しています。第49回目となる今回のシンポジウムは、令和8年12月9日(水)に開催する予定です。積極的に参加くださいますようお願いいたします。

### ●過去4年間の実施状況

開催日	テーマ	基調講演
第45回 令和4年 12月7日	大学における障がい学生支援のあり方、アクセシビリティについて	「ともに学び、ともに育んだ、その先に」 筑波大学大学院 博士後期課程 山森一希氏
第46回 令和5年 12月6日	子どもの貧困対策の実践 ～学校生活と放課後をつなぐ～	「子どもの権利条約から子どもへの支援を考える ～子どもの夕刻を支える居場所の取り組みをとらえて～」 精神保健福祉士/スクールソーシャルワーカー/ NPO法人 Sunny Side Standard 理事長 森本智美氏
第47回 令和6年 12月4日	ダイバーシティ大阪における 多文化共生の過去と未来	「草の根から「多文化共生を創る:八尾市における 在日朝鮮人教育の実践と多文化共生教育への架橋」」 大阪公立大学 都市科学・防災研究センター 特任講師/ 特定非営利活動法人トッカピ 副代表理事 鄭栄鎮氏
第48回 令和7年 12月10日	人権教育・ダイバーシティ・ 部落問題学習の新しい展開	「多様性を前提に学校教育をつくろう ～部落差別の今と同和教育のこれまでを踏まえて～」 学校DE&Iコンサルタント・Demo 代表/ NPO法人School Voice Project 理事・事務局長/ BURAKU HERITAGE メンバー 武田緑氏

### 在学中に困ったことがあれば・・・

大学内にも相談できる窓口があります。気軽に相談してみましょう♪

例えば、●セクハラ、パワハラ、身体の不調、自分の性格、友達とのこと・・・etc  
●また、誰に相談したらいいのかわからない、誰かに話を聞いてほしい・・・そんな時でも詳しくは以下の大学のホームページをご覧ください。

ホーム ▶ 学生生活・就職 ▶ 窓口・相談先・手続・証明書 ▶ 学生相談

<https://osaka-kyoiku.ac.jp/campus/services/sodan.html>

### 参考ページ

#### ●人権教育参考ホームページ

文部科学省HP

人権教育の充実に資する事例及び資料が、アーカイブにまとめられています。

大阪府教育センターHP

人権教育に関する役立つ教材・指導案等を掲載。  
大阪の人権教育に係る指針、手引き等も掲載。

法務省HP

人権に関する代表相談窓口をはじめ、「子ども」や「女性」、「外国人」等人権課題ごとの相談窓口を紹介。



国立大学法人  
大阪教育大学

人権教育推進委員会 学務部教務課教務企画係  
TEL.072-978-3265 E-mail [kyokikaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp](mailto:kyokikaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp)

## ■ 人権問題とは？

大阪府人権施策推進基本方針では、次のようなテーマを取り上げています。

### ● 同和問題(部落差別)

偏見・差別意識や、インターネット上での差別や土地に対する差別の解消、教育啓発の推進など

### ● 女性の人権

性別役割分業意識、DV、デートDV、ジェンダーによる経済格差などへの対策、男女共同参画の推進など

### ● 障がい者の人権

障がいがあることを理由とした不当な差別の解消の推進や虐待防止に向けた取り組み、および府民の理解を深める取り組みなど

### ● 高齢者の人権

高齢者虐待の防止、権利擁護の取り組み、地域包括ケアシステムの実現など

### ● 子どもの人権

児童虐待、体罰、暴力行為やいじめ、不登校の問題、児童買春・児童ポルノなどの性犯罪、薬物乱用、貧困や自殺等の課題への取り組みなど

### ● 外国人の人権

言語、習慣、価値観等の相互理解、就労における差別や入居差別などの問題の解消、ヘイトスピーチ解消の推進、多様性を認め合う共生社会の構築など

### ● 感染症に関する人権問題

感染に伴う様々な差別や人権侵害の解消(HIV陽性者、ハンセン病患者やその家族、新型コロナウイルス感染症など)、感染症に関する正しい知識の普及啓発など

### ● 様々な人権課題

その他にも、犯罪被害者等の人権、インターネット上の人権侵害、性的マイノリティの人権、生活困窮(貧困)をめぐる人権など

## ■ 人権教育とは？

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年)では、人権教育とは「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」としています。また、人権教育の指導方法等の在り方について〔第3次取りまとめ〕(平成20年)では、人権教育の目的として、「知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成すること」としています。

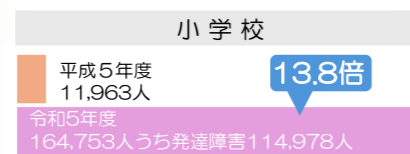
## ■ 学校や家庭の現状

### ① 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数



文部科学省「R5 日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況に関する調査」

### ② 通級による指導を受けている児童生徒数



文部科学省「R4 通級による指導実施状況調査」

### ③ 要保護及び準要保護の児童生徒数



文部科学省「R6 就学援助実施状況等調査」

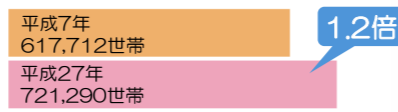
### ④ 子どもの貧困



※上記は、世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯のうちの等価可処分所得の中央値に等価可処分所得が満たない世帯の割合(相対的貧困率)を示す。  
※等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

厚生労働省「R4 国民生活基礎調査」

### ⑤ ひとり親世帯数



総務省「R2 国勢調査」

### 子どもを取り巻く状況は

クラスには、厳しい生活を背負わされた子どもたちや特別な支援を要する子どもたちがたくさんいます。そうした子どもの中には、自尊感情や学力が低く、ロールモデルを持てず、将来への展望が見えにくくなっている子どもが少なからずいます。子どもに寄り添い、子どもたちの進路を保障するのは教員の責務です。そうした子どもたちにとって学校や教員は、大切なセーフティネットでもあります。子どもたちの差別と不利益の悪循環、貧困の連鎖を断ち切るためにも、人権教育は欠かせません。子どもたちのかかわりを促し、学ぶ意欲を醸成し、「先生に出会えてよかった!」と言われる教員になるために、大阪教育大学の人権教育に深く学びましょう。

## 人権教育関連の授業

フラッグシップ指定科目「ダイバーシティと教育」「現代社会と子どもの権利」「多様な子どもとインクルーシブ教育」「外国人の子どもの理解と支援」(いずれも必修科目)で基礎的な内容をおさえた上で、さらに子どもたちをめぐる人権課題について詳しく学ぶための授業を開講しています。積極的に受講しましょう。

### ● 人権教育の基礎・人権教育の実践

「基礎」では主に、同和教育をはじめ国内外の人権教育の歴史と実践について学びます。また、社会と個人の関わり、子どものとらえ方、集団づくりの観点と手法など、人権教育をすすめる上で不可欠な視点を身につけます。さらに、「実践」では、現場の課題を取り上げ、現代の教育現場で必要とされる実践的指導力を培います。

### ● 「部落問題概論」歴史・教育編 / 現代の課題編

部落差別の歴史と現状、差別をなくしていく上でのこれからの課題とわたしたちの関わりを考えます。「差別してはいけない」ではなく、「何が差別か」「直すには自分がどうすれば良いのか」を学びます。2016年には部落差別解消推進法が制定されました。部落問題は現代的な課題です。

### ● 「多文化共生概論」歴史編 / 現代社会編

在日外国人問題を通して日本社会の課題や、わたしたちの在り方を学び、考えます。多文化・多民族社会となっている日本の現状を理解し、エスニックマイノリティをめぐる人権状況や、外国人労働者の歴史と現状を学び、国際人権基準に照らして日本社会の多文化共生について考えます。

### ● 「『障害』者と人権」歴史編 / 個別課題編

「障害の社会モデル」に基づきつつ、わたしたちの生き方や社会の在り方を考えます。障害者運動は、社会のあらゆる常識を問い直し、社会構造を変えようとして取り組んでいます。この講義では、社会の在り方に問題関心をもち、障害者問題の概要と多様な課題について理解し、わたしたちの未来について考えます。

### ● 「ジェンダーと性の多様性」私から考える編 / 社会を読み解く編

セックスとジェンダー、セクシュアリティ、多様な性のあり方など、この領域の基礎概念を学びます。ジェンダーに敏感な視点で自分自身のこれまでの経験や、学校文化・メディアをとらえなおし、すべての性の尊重・平等を実現するために必要なことを考えます。

### ● 多文化社会で育つ子どもの教育

グローバル化の進展に伴い、小・中学校において様々な言語的・文化的背景のある子どもに対する支援の必要性が高まっています。多文化社会の中で育つ子どもの教育課題について理解を深めるとともに、第二言語習得のメカニズムとそのために必要な日本語支援を実践的に学び、多様な子どもが共に学ぶ学校について考えます。

### ● 包括的性教育 — 国際基準から考える性と健康

2018年に「国際セクシュアリティ教育ガイダンス(改訂版)」(UNESCO編)が出され、包括的な性教育への関心が高まっています。日本でも、文部科学省が「生命(いのち)の安全教育」を進めています。この科目では、包括的性教育について、国際基準から考えていきます。

### ● 人権について学ぶワークショップ (4科目)

「ワークショップで学ぶ・人権これだけは!」、「ワークショップで学ぶ・人権尊重スキル」、「人権ワークショップ・時事問題とメディア」、「人権ワークショップ・社会を読み解くキーワード」の4科目を集中講義で展開します。

## 「地域との連携・協働によるダイバーシティと人権教育プログラム」とは

この副専攻プログラムは、履修対象校でのインターンシップと教育実習を通して、多様性と人権教育について学ぶことを大切にしています。学校や地域をフィールドに「多様な生活背景の子どもたちに関わる」「子どもたちの課題に学校や地域がどんな取り組みをしているのか学ぶ」貴重な機会です。